

要旨

錢 晟

本研究は、中国の明清時代にかけて展開した仲介業、とりわけ牙人・牙行を研究の対象として、その経営の実態経営実態を具体的に分析した。先行研究は従来、経営の主体や牙税の性格・近代化・兼業化・流通構造・国家との関係など、各先学の問題関心により多岐にわたっているが、近年の研究アプローチでは明清時代を中心に、国家による仲介業への支配に着目するものと、地方の商品流通に介在する仲介業の実相に注目するものとに大別されて進んでいる。本研究では、この研究アプローチに沿って、①国家の仲介業に対する支配、②地方の商品流通に介在する仲介業の実相を課題として、明末の財政史料たる『度支奏議』と、明清江南の碑刻史料とを中心に、第三章から第七章にかけて具体的に分析を加えた。仲介業の概説である第一章、先行研究整理の第二章は内容を割愛し、第三章以下の結論を課題ごとに纏めると以下の通りである。

① 国家の仲介業に対する支配について

(1) 明末において国家は財政施策として、牙行の「納穀」行為を非公式的地方徴収から正式の営業税へと転化させ、軍事費の支出に充てた。この施策によって、牙行営業税の納付行為が制度化・明文化され、清代牙税徴収制度の原形となった。この結論から牙行営業税の制度化・明文化の時期が明代に遡り、明清牙行制度の連続性が実証された(第三章)。

(2) 国家の「官牙」(官許牙人・官許牙行)に対する支配は時代により異なる。宋代には、経済官庁は物資を売買する際に牙人を雇用して、貨物の品質検査と価格評価を行わせたため、官牙は「経済官庁牙人」の意味を有していた。明末に至って、国家は鋪戸に課する買弁商役を牙人・牙行に押し付けた。このような政策に応じて、「官牙」は「官買牙行」という意味へと変化した(第四章)。

(3) 崇禎年間に至って、買弁及び北京の商業構造を支えていたのは牙行であり、牙行は買弁商役の負担により貨物の集荷業務を経営してきた(第四章)。全国からの買弁物資は通惠河を経て北京城内に入った後は、牙行により城内と城外の買弁倉庫に運送する。特に城外の場合、牙行は壩河流域、芹城水・榆河流域、潮白河・潞河流域の水上輸送ルートを用いて物資を運送し、それによって買弁物資消費圏の物流ネットワークを構築していた(第五章)。

(4) 国家が北直隸の各地域に課する「牙行換帖銀」の徴収額を比較すると、順天府の「牙行換帖銀」徴収額が最も高い。それは、順天府牙行の経営人数が他の華北地方より多いことを示している。「牙行換帖銀」以外に、張家湾・崇文門の徴税衙門に介在する牙行は皇店という帝室の徴税機構に大量の経営所得を納付していた。各納付額は牙行の利潤蓄積に基づいて定められたものであるため、北京牙行の利潤蓄積と発展度を示していた(第五章)。

なお、明中期から、国営倉庫業たる「官店」は帝室の徴税機構たる「皇店」になった。それに伴って、官店で品質検査・価格算定を務める牙行は業務がなくなり、元来の「官店一牙行」という商業構造が崩れた。その後、牙行は張家湾・崇文門などの徴税衙門の施策に応じて、官店・皇店の課税対象と徴税代理人になった(第五章)。

明清時代の牙人・牙行研究（要旨）

② 地方の商業流通に介在する仲介業の実相について。

まずは、江南地域における牙人・牙行の種類と実態を概観した。江南の牙人・牙行は、正規業者と非正規業者に大別することができる。正規業者は経営許可書の「牙帖」を領収した上で、仲介を経営する。官府は仲介業者から「牙税」・「牙捐」を徴収した上で、仲介業を市場管理・保護の要として支配した。非正規の業者では、正規の牙行に身を寄せた「經紀」と、経営が国家に認められていなかった私牙とに分けられていた。經紀は牙帖を領収していなくとも経営が許可されていたが、私牙は正規の牙行と悪質な競争を行うため、その経営は国家に禁じられていた（第六章）。

次は、埠頭という水運業支配者を対象に考察を加え、これを通して仲介業の経営実相を把握した。先学は埠頭を一種の牙行と見なしたが、実際には牙行と埠頭とは経営の業務は違い、国家の両者に対する支配方式もそれぞれ異なっている。なお、埠頭の経営形態は船戸という水運業者の種類と関係がある。海運を務める船戸は運送のリスクを負担する資産があるため、埠頭の経営が国家に禁じられた。江運（省を越える遠隔地運送）を務める船戸は運送のリスクを負担する手段があり、客商との信頼関係も強かった。その場合、客商が埠頭を兼業する現象が発生した。河運（省内・府内距離での運送）を務める船戸は客商・牙行の水上運送業への進出を抑制したため、その埠頭は船戸によって専任されていた（第七章）。

論文審査結果の要旨および担当者

提出者	錢 晟
論文審査担当者	(主査) 教授 川合 安 教授 三浦 秀一 准教授 大野 晃嗣
論文名	明清時代の牙人・牙行研究
<p>本論文は、商品売買の仲介業者である「牙人」「牙行」に焦点をあて、明清時代におけるその経営実態や両王朝の徴税体系に繰り込まれるその活動の内容および政策的背景について考察したものである。</p> <p>第一章「牙人・牙行概説」は、「牙人」「牙行」の語源に関する諸説やその起源を紹介し、また国家による仲介業支配政策の歴史的変遷などについて、本論文が対象とする時代までを俯瞰し、専門性の高い本論文における導入部としての役割を果たす。</p> <p>第二章「牙人・牙行研究動向」は、日本と中国における、戦前から今日に至るまでの関連する先行研究を網羅的に紹介したものである。細分化、専門化の著しい中国商業史・経済史の分野において、両地域の膨大な研究を丁寧に選別し整理しており、本論文の一つの大きな特徴をなす章である。</p> <p>第三章「明末「牙税」考」は、明代において牙行が営業許可証(「牙帖」)を官府より入手するためにその費用(「換帖銀」)を納めていた慣行(「納穀慣行」)が、明末に正式な税目に繰り込まれる経緯を分析し、清朝における「牙税」がここに由来することを明らかにした。この見解は、商人が払う営業税の、牙行による代納分が税へと転化して清朝の牙税は生じたとする先行研究に修正を迫るものである。</p> <p>帝室が臨時に必要とする財貨を調達する「買弁」は、本来商人が担当していたが、崇禎年間に北京の牙行を「官牙」として体制内に取り込み、その役割を担わせるという政策の変更がなされた。第四章「崇禎買弁改革と北京牙行の実相」は、その政策決定の過程を克明に調査し、背景には、北京の牙行が商人をしのぐ経済力を既に備え、集荷業務等も行い得る広い活動範囲を持っていたことがあると論じる。</p> <p>第五章「明末における北京牙行の経営実態と利潤の蓄積」は、第四章と対になる章であり、明代における華北の牙行は、経済の中心地であった江南の牙行に比べ経済力や活動範囲等において劣るとする先行研究に対して、大きく二点から反論するものである。一つは、中央から全国に課せられた「換帖銀」税収の見込みから、国家が把握していた牙行の実数を逆算するといった極めて独創的な手法を用いて、北京の牙行はその実数や経済力において江南各府に肩を並べる状況にあったことを示した。またもう一つは、買弁に関わる牙行が物資を輸送した倉庫群の位置を個別に特定し、牙行の活動範囲が十分に広がったことを図示することで視覚的に明らかにした。</p> <p>第六章「碑刻から見る江南の商品流通構造と牙行」は、現存する膨大な明清時代の碑刻から、商品流通に関する碑刻を選び、牙行研究におけるそれらの有効性を示す。碑文の内容を例示することに重点をおいているため、論点が散漫になるきらいがあるが、その中でも、「米」の運送を例にとり、江南と湖広を結ぶ水上、陸上運送の実態を解明した箇所は具体性に富む。</p> <p>第七章「明清江南地域の埠頭と水運流通」は、第六章と同様に碑刻を集中して用い、水上運送に介在する業者「埠頭」について、その機能・役割や国家による管理体制を論じたものである。先行研究は、「埠頭」を一種の「牙行」と見なしてきたが、「牙行」が売買斡旋・商税徴収を主たる業務とするのに対し、「埠頭」は商品運送・流通保護を行うことを示し、双方の性格が異なることを明らかにした。</p> <p>以上、本論文は、明清中国における経済発展を支えた仲介業者「牙行」が流通に果たした役割の大きさを具体的に解明し、それ故に国家が体制の内部に取り込んで、様々な方向から商業活動を管理しようとしていた実態を明らかにした。このことは、明朝と清朝の商業構造の歴史的変遷を考える上でも、重要な新発見であり、その成果は、斯学の発展に寄与するところが大きい。</p> <p>よって、本論文提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。</p>	